

ウクライナ人の在留状況及び最新の避難民に関する情報

- ◆ 令和3年末時点ウクライナ人在留者数 1,915人
- ◆ ウクライナからの避難民受入れ数 2,589人
(令和4年3月2日(総理による受入れ表明日)~同6年1月24日時点・速報値)
 - ・男女別: 男 734人、女 1,855人
 - ・年代別: 18歳未満 443人、18歳以上61歳未満 1,791人、61歳以上 355人
 - ・入国時身元保証人なし 322人
- ◆ ウクライナ避難民の在留者数(在留資格別)(令和6年1月24日時点・速報値)
 - ・全在留者数 2,102人
(うち 特定活動 1,934人、短期滞在 11人、その他 157人)
- ◆ 一時滞在施設等入所者数 50人(令和6年1月24日時点・速報値)

政府全体の検討体制

- ◆ ウクライナ避難民対策連絡調整会議
- ◆ ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース

出入国在留管理庁の体制等

- ◆ 法務省ウクライナ避難民受入れ支援対策本部
- ◆ 出入国在留管理庁ウクライナ避難民受入れ支援対策PT
- ◆ 地方出入国在留管理官署ウクライナ避難民受入支援担当(計66か所)

ウクライナ避難民受入支援事業の委託に係る経費

- ◆ 令和3年度(約5.2億円)に引き続き、令和4年度予備費の使用が決定(約19億円。令和4年6月28日閣議決定)

ウクライナ避難民全体への支援

- ◆ ウクライナ避難民ヘルプデスクの設置
 - ・ウクライナ語、ロシア語対応
 - ・土日祝を含めた電話・メール対応、メンタルヘルスに係る専門家相談
 - ◆ 在留ウクライナ人への支援の申出窓口
 - ・出入国在留管理庁で支援の申出を受け付けるための案内を同庁HPに掲載
 - ◆ 情報提供等のためのサイトの設置
 - ・我が国が提供する支援等に関する情報を郵送、メール及びHP等で提供
 - ・支援申出のあった物品・サービスをマッチングするためのサイトを開設
 - ◆ 在留資格について柔軟な対応
 - ・「特定活動(1年・就労可)」に迅速に変更するなど、柔軟な対応
 - ・在留資格を変更することで、住民登録、在留カードの発行、国民健康保険の加入等が可能になる。
- ※従前実施していた渡航支援及び「ウクライナ避難民であることの証明書」の発行は令和5年11月30日で終了

【参考】

- ・日本語教育の支援(文化庁) ・就労支援(厚生労働省)

身元引受先のない人への支援

- ◆ 一時滞在施設及び生活支援住居の提供
 - ◆ 生活費等の支給
 - ・生活費日額 2,400円(一時滞在施設滞在中等は減額)
 - ◆ 日本語教育の実施
 - ・一時滞在施設において日本語教室を開設
 - ◆ カウンセリング、行政手続支援等
 - ・来日時における健康状態・ストレス度等のチェック
 - ・健康診断・カウンセリング
 - ・在留資格変更、住民登録、口座開設等の手続支援
 - ◆ 地方自治体・民間企業等とのマッチング
 - ・令和6年1月24日までに、204世帯303人のマッチングが成立
- 【参考】
- ・身元引受先のある人については、日本財団が支援を実施
※令和5年3月9日、申請数が上限に達したとして、申請の受付を終了

地方自治体への情報提供等

- ◆ 全自治体向けオンライン説明会の実施(令和4年4月21日)
 - ・避難民に対する生活費等の支援、我が国での教育、就労、医療・介護、保育・子育て、日本語教育等に関する支援等について担当省庁から説明
- ◆ 地方自治体への情報提供とウクライナ避難民受入支援担当による相談対応
 - ・避難民に提供した情報について、全国の自治体に提供
 - ・避難民支援担当が各自治体と連携し、ニーズの把握、相談対応等実施

補完的保護対象者への支援について

補完的保護対象者認定制度の概要

- 令和5年6月に成立した改正入管法により、「難民」の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が5つの理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見）であること以外の要件を満たす者を保護する「補完的保護対象者認定制度」を創設。
※ 紛争等による避難民のうち、本国に帰国した場合に迫害を受けるおそれのある者については補完的保護対象者認定制度の対象になると想定される。
- 補完的保護対象者の認定を受けた者には、条約難民と同様、原則として「定住者」の在留資格を付与。

補完的保護対象者への支援の概要

- 補完的保護対象者については、条約難民の定住支援プログラムと同程度の補完的保護対象者定住支援プログラムを提供。

補完的保護対象者定住支援プログラム

- ・ 日本語教育（572時限）
- ・ 生活ガイダンス（120時限）
※ 1時限 = 45分



定住支援プログラム受講中の支援

- ・ 補完的保護対象者宿泊施設の提供
- ・ 生活支援

- 上記のほか、ハローワークを中心とした就労支援、相談員による各種生活相談及びハンドブック等の配布による情報提供も実施。

定住支援プログラムの開催時期等

| 令和5年度 | | 令和6年度 | | | | | | | | | | 令和7年度 | | | | | |
|--|----|-----------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-------|----|-----------|----|-------|----|
| 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
| 制度施行 ・ 補完的保護対象者の認定 ・ 定住支援プログラム受講者の決定・準備等 | | 昼間コース 第1回 | | | | | | | | | | | | 昼間コース 第2回 | | 昼間第3回 | |
| | | 夜間コース 第1回 | | | | | | | | | | | | 夜間コース 第2回 | | 夜間第2回 | |

- ※ 定住支援プログラム開催時期は毎年4月、10月とし（夜間コースは4月開催のみ）、通所又はオンラインでの受講とする。